

基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、地域住民相互のつながりの希薄化など、家族・地域機能の低下による社会的孤立や経済的困窮の複合的課題が深刻化しております。

国においては社会福祉法や介護保険法、関連法が改正され、新たな福祉ビジョンが示されるなど、包括的支援体制の整備や地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められております。

笠間市においては、第3次地域福祉計画が本年4月より5ヶ年計画で策定され、新たな地域福祉の指針が示されます。

こうした中、本会では時代の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、住民主体の地域づくりを推進することはもとより、関係機関、住民が協働で生活・福祉課題を解決する取り組み体制の構築を進めてまいります。

また、相談支援体制については、地域包括支援センターとの連携をはじめ各相談機関や生活困窮者の自立相談支援事業を活用・充実させ、包括的な相談支援体制の確立を図り、貧困世帯の子どもへの支援をボランティアなどの協力を得て取り組んでまいります。

本会は「誰もが安心して暮らせる地域社会」を基本理念とし「第2次地域福祉活動計画」を基に関係機関や地域住民・関係団体と協力しながら、地域福祉の充実を図るため諸事業を積極的に遂行し、本会の円滑な運営に努めてまいります。

重点項目

1) 地域福祉活動を推進します

支部地区社協の福祉コミュニティ圏域それぞれの実情に応じた、地域密着型の活動を推進し、地域住民、学校、関連機関との連携と協働により、助け合い支え合う体制づくりを推進します。

また、地域の課題、問題を「我が事」として捉え、地域住民が「丸ごと」つながることで、解決に取り組める地域づくり「地域共生社会」の実現をめざします。

2) ボランティア活動を推進します

ボランティアセンター機能の充実を図り、各種講座等を開催することで、ボランティアに興味・関心をもつ契機となるよう市民に啓発を行い、多様なニーズに対応できるボランティアの育成・強化を図ります。

また、福祉教育においては、市内保育所・幼稚園・こども園・小・中学校・高校との連携によって福祉の芽が育まれるよう努めてまいります。

3) 在宅生活の自立支援を推進します

笠間市介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、訪問型サービス、通所型サービスや在宅福祉サービス、介護保険事業利用者に良質なサービスを提供し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉・保健・医療が連携・協働して在宅福祉の増進に努めます。

4) 社協体制の強化を図ります

組織体制の充実を図るとともに、事業活動を積極的に啓発し多くの市民の方々の理解・協力を得て、自主財源である会員会費、共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)等の確保に努めます。

事業実施計画

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会の開催及び監査の実施
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 部会、委員会等の開催
 - ・広報委員会等の開催
- (4) 社協会員（一般・特別・法人）の加入促進
- (5) 善意銀行事業の推進
 - ・寄付者の意思に基づいた活用
 - ・預託金の有効活用
- (6) 連絡調整及び支援協力の充実
 - ・実施事業に伴う関係官庁、団体、施設等との連絡調整
 - ・県社協、県内市町村社協、支部地区社協等との連絡調整
- (7) 各種会議、研修会の実施及び参加
 - ・役職員等対象研修会等への参加
 - ・職員の資質向上のために研修体制を充実
 - ・福祉サービスに関する苦情への適切な対応
- (8) 指定管理業務等の適正管理
 - ・地域福祉センターともべA館(旧友部社会福祉会館)・B館(旧友部保健センター)の経営
 - ・地域福祉センターいわま(旧岩間保健センター)の経営
- (9) 事務局体制の充実・強化
- (10) 福祉人材育成
 - ・実習生等の受入れ
- (11) 社会福祉大会の開催
 - ・第7回笠間市社会福祉大会の開催

2. 地域福祉推進事業

(1) 小地域福祉活動の推進

- ・地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティの再構築
- ・支部地区社協運営連絡会との連携強化
- ・支部地区社協運営連絡会主催の「支部地区社協活動研究集会」の開催
- ・支部地区社協未設置地域への設置促進やサロン等事業の啓発と事業支援

(2) 福祉教育の推進

- ・福祉講座等の開催と支援
- ・福祉教育人材の育成
- ・教育機関との連携
 - ①ボランティア活動普及事業協力校（市内36ヶ所）
 - ②福祉作文集の発行と先生を対象とした研修会を開催

(3) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア情報の収集、発信と活動の企画
- ・ボランティア活動の普及啓発と機材の整備、貸出
- ・ボランティア活動の普及啓発
 - ①各種講座の開催
 - ②夏休みわくわく体験の実施（小学生親子）
 - ③チャレンジボランティアスクールの開催
- ・ボランティアリーダー等の養成
 - ①交流研修会等の開催
- ・ボランティア活動の育成支援
 - ①ボランティア連絡協議会等の助成と育成支援
 - ②企業等社会貢献活動の推進
- ・災害ボランティアセンターの体制整備
 - ①災害時を想定した訓練の実施

(4) 配食・会食サービス事業の実施

- ・食事づくりが困難な70歳以上の一人暮らし高齢者等の食生活支援と心のふれあいを目的にボランティアの協力を得て実施
 - ①配食：笠間地区一月4回、友部地区一月3回、岩間地区一月4回
 - ②会食：友部地区一月2回

(5) 広報啓発活動の推進

- ・広報紙の発行(年3回)
- ・ホームページによる広報啓発

(6) 相談（心配ごと相談・法律相談）事業

- ・心配ごと相談所の運営
 - ①生活上の様々な悩みごと相談に応じ、問題解決を図る。
 - 1) 相談日 毎週火一笠間支所、水一本所、木一岩間支所
 - 2) 市民向け講座の開催
 - 3) 相談員向け研修会の実施

- ・法律相談所の運営
 - ①弁護士による相談
 - 1) 相談日 月3回 第1金一本所、第2金一岩間支所、第3金一笠間支所
- (7) 資金等貸付事業
 - ・生活福祉資金貸付事業（県社協）
 - ①低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付により自立促進を図る。
 - ・小口資金貸付事業（市社協）
 - ①緊急的に生計の維持が困難になった者に金銭貸付または物品援助を行い、生活の安定と自立更生を図る。また、滞納者に対する回収を強化し貸付資金を確保する。
- (8) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・いきいき通所事業（通所型）
 - ①閉じこもり予防・認知症予防・生きがいつくり支援の通所事業の実施
 - ②各種ボランティアとの連携
 - ・ふれあいサポート事業（訪問型）
 - ①要支援者及び介護予防対象者に対し、身体介護を含まない生活支援を行い安心して日常生活を過ごすことができるよう支援
- (9) 就労継続支援B型事業
 - ・就労に必要な知識及び能力の向上を目的とした訓練と支援
 - 主たる事業所：地域福祉センターともべB館「たけのこ」
 - 従たる事業所：地域福祉センターいわま「あおぞら」
- (10) 福祉用具の貸出・斡旋
 - ・車イス、リフト付車両等の貸出しと、介護用品の斡旋
- (11) 福祉バスの管理・運営
 - ・福祉関係団体等が研修に活用し、より効果的な事業運営の推進
- (12) 共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施
 - ・茨城県共同募金会笠間市支会の運営
 - ①募金事業の実施
 - 1) 児童から高齢者福祉事業まで配分、各種ボランティア講座の開催、福祉団体への助成等
 - ②歳末たすけあい事業の実施
 - 2) 歳末援護金の支給や小地域活動の支援

3. 受託事業

- (1) 地域ケアシステム推進事業
 - ・地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワークづくり
 - ・一人暮らし高齢者や障がい者世帯等へ救急医療キット設置
 - ・「在宅ケアチーム員研修会」の開催（年1回）
 - ・民生委員児童委員協議会等との情報交換会の実施

- ・複数の要支援者を抱える世帯(ファミリーケア)の増加による支援強化
- (2) 親子通園事業
- ・就学前の心身の発達に不安をもつ親子への指導・個別発達相談等を充実し、児童福祉、障がい者福祉を推進
 - ・利用者ニーズに対応した体制づくり
 - 笠間地区―「おひさま教室」 ―笠間公民館で週1回実施
 - 友部地区―「つくしんぼ教室」―地域福祉センターともべB館で週5回実施
 - 岩間地区―「すずらん教室」 ―地域福祉センターいわまで週1回実施
 - ・各幼稚園、保育園、関係機関との連携
- (3) 在宅福祉サービスセンター事業
- ・高齢者や障がい者、子育て世帯などが日常生活で困っていることを軽減するため、地域住民の支え合いとして、会員の参加と協力により家事援助や移送サービス、子育てサポートの支援
- (4) 日常生活自立支援事業
- ・専門員、支援員の体制強化
 - ・関係機関(市、病院、施設等)との連携
 - ・資質向上を図る各種研修会に参加
 - ・制度の普及・啓発活動
- (5) 生活困窮者自立相談支援事業
- ・生活保護に至る前の生活困窮者(子ども含む)に対し、社会資源を活用し関係機関と連携した相談支援体制の強化
 - ・食の支援を行うフードバンクと連携、食品収集箱「きずなBOX」の設置促進
 - ・就労支援
 - ①中間的就労の開拓(ボランティア活動、就労支援B型や市内福祉施設での就労体験を実施)
- (6) 在宅重度障がい者訪問入浴サービス事業
- ・在宅の重度障がい者等に訪問入浴サービスを提供し、健康維持及び増進を図る
- (7) 障がい者等移動支援事業
- ・障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援
- (8) 手話奉仕員養成研修事業(H30年度～H31年度)
- ・手話表現技術を習得し、手話を必要とする方への自立生活支援
4. 介護保険事業、障害者自立支援事業
- (1) 利用者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう良質なサービスを提供
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に移行した軽度の利用者に対するサービス提供体制の検討
- (3) 平成30年度介護報酬改定における各サービスの改定事項を考慮した事業内容と組織作りの検討